

労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日：令和7年2月28日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
個人事業主	茨城県桜川市	R6.3.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に、法定の運転資格のない労働者を就かせたもの	R6.3.19送検
合同会社あすなる	茨城県龍ヶ崎市	R6.6.13	労働基準法第24条	労働者1名に対し、1か月部の賃金約30万円を、法定の除外事由がないにもかかわらず、所定期日に支払わなかったもの。	R6.6.13送検
片山特殊鍛工(株)	茨城県坂東市	R6.8.28	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第147条第1項	鍛造プレスで原材料を成型する作業を行わせるに、労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるにもかかわらず安全装置を設けていなかったもの。	R6.8.28送検
エムエムブリッジ(株)	広島県広島市	R6.9.19	労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第653条第2項	複数の関係請負人の労働者に作業を行わせるのに、労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検
植田建設工業(株)	大阪府大阪市	R6.9.19	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第194条の17 労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第526条第1項	高所作業車の用途外使用を行っていたこと及び労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検
マルナカ水産株式会社	茨城県日立市	R6.11.6	最低賃金法第4条	労働者5名に対し、2か月分の賃金約54万円を支払わなかったもの。	R6.11.6送検
丸栄コンクリート工業(株)	茨城県常総市	R6.11.11	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第532条の2	骨材を崩してホッパーの排出ゲートに落とす作業を行わせる際、土砂に埋没する危険があるのに、危険を防止するための必要な措置を講じなかったこと。	R6.11.11送検
小山レミコン(株)	栃木県小山市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第151条の7第1項	運転中のコンクリートミキサー車に接触するおそれがあるのに、労働者を立ち入らせ、危険を防止するための必要な措置を講じなかったこと。	R6.11.11送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
村尾創造教育研究所	茨城県笠間市	R6.11.11	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月分の賃金約52万円を支払わなかったもの。	R6.11.11送検
株式会社マツミ・ジャパン	茨城県筑西市	R6.11.15	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第107条第1項	ベルトコンベヤーの掃除又は調整の作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止させなかったこと。	R6.11.15送検
(株)サンメイ	茨城県笠間市	R7.2.3	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第123条 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第129条	木材用加工用丸のこ盤の歯の接触予防送致を設けず、また、木材加工用機械を5台以上所有し、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならないのに、これを選任していなかったこと。	R7.2.3送検
(有)エヌ・シー・アイ	茨城県古河市	R7.2.6	最低賃金法第4条	労働者3名に対し、1か月分の賃金約90万円を支払わなかったもの。	R7.2.6送検
国際商事(有)	茨城県常陸太田市	R7.2.14	労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第524条	高さ約5メートルのスレート屋根の上で補修作業を行わせるにあたり、踏み抜きによる危険を防止する措置を講じなかったこと。	R7.2.14送致
(有)新星鋼業	茨城県笠間市	R7.2.18	最低賃金法第4条	労働者6名に対し、最大6か月分の賃金約190万円を支払わなかったもの。	R7.2.18送致